

令和 年 月 日

保 護 者 各 位

廿日市市立保育園

登園の時期について（お願い）

お子様は現在、欠席しておられます。この病気は伝染性の病気ですから、他の園児に感染する恐れのある間は、登園してはいけないことになっています。その期間の基準は、次のとおりです。その時間が過ぎて医師の診察を受け、登園許可証をもらった後に、登園させてください。

※当面の間、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については、医療機関の負担軽減を図るため、登園許可証の提出を求めないこととしています。

病 名	登 園 停 止 期 間
インフルエンザ	発症後最低5日間かつ解熱後3日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後最低5日間かつ症状軽快後1日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
はしか（麻疹）	解熱後、3日を経過するまで
おたふくかぜ	耳下腺、頸下線又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
三日はしか（風疹）	発疹が消失するまで
水ぼうそう（水痘）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）になるまで
プール熱（咽頭結膜熱）	主要症状の消退後、2日を経過するまで
流行性角結膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
結核・髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157など）	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
その他疾病	<u>※次の疾病については、医師が登園しても差し支えないと認めたとき。医師の口頭による確認でも良い。</u> ・溶連菌感染症 ・手足口病 ・突発性発疹 ・感染性胃腸炎（ノロウィルス、ロタウィルスなど） ・気管支炎、肺炎（マイコプラズマ、R S 感染症など）

※この他にも、各種伝染性疾患があります。医師に受診（相談）していただき、登園許可証の提出を求める場合があります。

（切り取り線）

登 園 許 可 証

保育園 名前

本園児の_____は軽快しています。集団生活に支障がない状態になったので、

月 日より、登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医 師 _____印